

米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則について

1 趣旨

第171回国会において、「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」（平成21年法律第25号。以下「法」という。）が制定され（平成21年4月24日公布）、

- ① 農林水産大臣は、米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針を定めること
- ② 新用途米穀の生産者は、新用途米穀加工品の製造事業者（新用途米穀加工品を原材料とする加工品の製造等を行う者が連携事業を行う場合は当該者を含む。）と共同して、新用途米穀の生産から新用途米穀加工品の製造等までの一連の行程の総合的な改善を図る事業に関する計画（生産製造連携事業計画）を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができること
- ③ 新用途米穀加工品の原材料に適する稻の新品種の育成を行おうとする者は、新品種を育成する事業に関する計画（新品種育成計画）を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができること

等が定められた。本施行規則は、法の施行に必要な事項を定めるものである。

2 施行規則案の内容

(1) 新用途米穀加工品の範囲（法第2条第1項関係）

法第2条第1項の新用途米穀加工品の範囲は、次に掲げるものとする。

- ① 米穀以外の穀物の加工品に代替して用いられる米穀粉
- ② 米穀がその原材料として用いられた飼料

〔（※）「新用途米穀加工品」とは、米穀粉、飼料その他の米穀の加工品であって、その普及により米穀の新用途への利用が促進されるものとして農林水産省令で定めるもの〕

(2) 特定畜産物等の範囲（法第2条第5項関係）

法第2条第5項の特定畜産物等の範囲は、次に掲げるものとする。

- ① 新用途米穀加工品である飼料を10日以上継続して利用することにより生産された畜産物
- ② ①に掲げる畜産物を原材料として製造され、又は加工された食品であって、当該食品に占めるその原材料として利用された畜産物の重量の割合が50パーセント以上のもののうち、当該畜産物に占める①に掲げる畜産物の重量の割合が50パーセント以上のもの

〔（※）「特定畜産物等」とは、新用途米穀加工品である飼料の利用により生産された畜産物及び当該畜産物を原材料とする加工品であって、農林水産省令で定めるもの〕

(3) 生産製造連携事業計画の申請手続等について（法第4条第1項及び第2項第8号並びに第5条第1項関係）

法第4条第1項に基づく生産製造連携事業計画の申請手続、法第4条第2項第8号に基づく同計画の記載事項、法第5条第1項に基づく同計画の変更手続及び軽微な変更を定める。

(4) 農業改良支援措置の範囲（法第4条第2項第3号関係）

認定生産製造連携計画において、製造事業者又は促進事業者が生産者が行う農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）第2条の農業改良措置を支援するための措置を講じる場合、農業改良資金助成法の特例として当該製造事業者等に農業改良資金を貸し付けることができることととしている。本施行規則では、農業改良措置を支援するための措置として、農業経営に必要な施設であって、新用途米穀の生産の高度化に資するものの設置を定めることとする。

(5) 新品種育成計画の申請手続等について（法第6条第1項並びに第7条第1項関係）

法第6条第1項に基づく新品種育成計画の申請手続及び法第7条第1項に基づく同計画の変更手続及び軽微な変更を定める。

(6) 出願料軽減申請書等の様式について（施行令第6条及び第7条関係）

法施行令第6条第1項の出願料軽減申請書及び第7条第1項の登録料軽減申請書の様式、法の手続相互で重複する添付書類について省略できることに関する事項等について定める。

(7) 地方農政局長への権限の委任について（法第17条関係）

生産製造連携事業計画の認定及び報告徴収等に関する農林水産大臣の権限の地方農政局長への委任に関する事項について定める。

農林水産省令第四十一号

米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）第二条第一項及び第五項、第四条第一項、第二項第三号及び第八号、第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項並びに第十七条の規定に基づき、並びに同法及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第百七十三号）を実施するため、米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十一年六月三十日

農林水産大臣 石破 茂

米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則
(新用途米穀加工品の範囲)

第一条 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 米穀以外の穀物の加工品に代替して用いられる米穀粉
- 二 米穀がその原材料として用いられた飼料

(特定畜産物等の範囲)

第一条 法第二条第五項の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 新用途米穀加工品である飼料を十日以上継続して利用することにより生産された畜産物
- 二 前号に掲げる畜産物を原材料として製造され、又は加工された食品であつて、当該食品に占めるその原材料として利用された畜産物の重量の割合が五〇パーセント以上のもののうち、当該畜産物に占める前号に掲げる畜産物の重量の割合が五〇パーセント以上のもの

(生産製造連携事業計画の認定の申請)

第三条 法第四条第一項の規定により生産製造連携事業計画の認定を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 当該申請をしようとする者が法人である場合には、その定款又はこれに代わる書面
 - 二 当該申請をしようとする者が個人である場合には、その住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）

三 当該申請をしようとする者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

四 生産製造連携事業の用に供する施設の規模及び構造を明らかにした図面

五 新用途米穀に係る売買契約書の写し

（農業改良措置を支援するための措置）

第四条 法第四条第二項第三号の農業改良措置を支援するための措置は、農業經營に必要な施設であつて、新用途米穀の生産の高度化に資するものの設置とする。

（生産製造連携事業計画の記載事項）

第五条 法第四条第二項第八号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 生産者が行う新用途米穀の出荷又は販売の事業の開始予定期限及び申請時点における新用途米穀の年間出荷予定期数量又は年間販売予定期数量

二 生産製造連携事業に新用途米穀加工品である飼料の製造に関する措置が含まれる場合にあつては、製造する飼料の種類及び当該飼料の製造の開始年月日並びに当該飼料の製造に用いられる新用途米穀以外

の原材料の種類

(生産製造連携事業計画の変更の認定の申請)

第六条 法第五条第一項の規定により生産製造連携事業計画の変更の認定を受けようとする認定事業者は、別記様式第二号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に農林水産大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

- 一 当該生産製造連携事業計画に従つて行われる生産製造連携事業の実施状況を記載した書類
- 二 第三条第二項各号に掲げる書類

(生産製造連携事業計画の軽微な変更)

第七条 法第五条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 認定事業者の商号、名称又は氏名、住所及び法人にあつては、その代表者の氏名の変更
- 二 生産製造連携事業の実施期間の六月以内の変更

三 生産製造連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であつて、当該資金の額について十パーセント未満の増減を伴うもの

四 前二号に掲げるもののほか、生産製造連携事業の実施に支障を及ぼすおそれがないと農林水産大臣が認める変更

(新品種育成計画の認定の申請)

第八条 法第六条第一項の規定により新品種育成計画の認定を受けようとする者は、別記様式第三号による

申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該申請をしようとする者が法人である場合には、その定款又はこれに代わる書面

二 当該申請をしようとする者が個人である場合には、その住民票の写し（外国人にあつては、外国人登

録証明書の写し）

三 当該申請をしようとする者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類が

ない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

(新品種育成計画の変更の認定の申請)

第九条 法第七条第一項の規定により新品種育成計画の変更の認定を受けようとする認定育成事業者は、別記様式第四号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に農林水産大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

- 一 当該新品種育成計画に従つて行われる新品種育成事業の実施状況を記載した書類
- 二 前条第二項各号に掲げる書類

(新品種育成計画の軽微な変更)

第十条 法第七条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 新品種育成事業の実施期間の六月以内の変更
- 二 新品種育成事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であつて、当該資金の額について十パーセント未満の増減を伴うもの

三 前二号に掲げるもののほか、新品種育成事業の実施に支障をおよぼすおそれがないと農林水産大臣が認める変更

(出願料軽減申請書の様式)

第十一條 米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第六条第一項の申請書は、一の申請ごとに別記様式第五号により作成しなければならない。

(登録料軽減申請書の様式)

第十二條 令第七条第一項の申請書は、一の申請ごとに別記様式第六号により作成しなければならない。

(出願料軽減申請書等の添付書面の省略)

第十三條 令第六条第一項又は第七条第一項の申請書（以下「出願料軽減申請書等」という。）に添付すべき書面を他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において既に農林水産大臣に提出した者は、当該他の出願料軽減申請書等に添付した令第六条第一項に規定する申請に係る出願品種が認定新品種育成計画に従つて行われる新品種育成事業の成果に係るものであることを証する書面若しくは同条第二項各号に掲げる書面又は令第七条第一項に規定する申請に係る登録品種が認定新品種育成計画に従つて行われる新品種育

成事業の成果に係るものであることを証する書面若しくは同条第二項各号に掲げる書面に変更がないときは、出願料軽減申請書等にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる。

(確認書の交付)

第十四条 農林水産大臣は、出願料軽減申請書等及びこれに添付すべき書面の提出があつた場合において、申請人が法第十二条第一項又は第二項に規定する認定育成事業者であることを確認したときは、その申請人に確認書を交付するものとする。

(権限の委任)

第十五条 法第四条第一項、同条第三項（第五条第四項において準用する場合を含む。）、第五条第一項から第三項まで及び第十六条に規定する農林水産大臣の権限で、その主たる事務所が一の地方農政局の管轄区域内のみにある生産者及び製造事業者（促進事業者が法第二条第七項第二号ハに掲げる措置を行う場合にあつては、生産者、製造事業者及び促進事業者）に関するものは当該地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十一年七月一日）から施行する。

（種苗法施行規則の一部改正）

第二条 種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次の一号を加える。

六 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）第十二条第一項の規定の適用を受けようとするときは、その旨及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則（平成二十一年農林水産省令第四十一号）第十四条の確認書の番号

第十九条に次の二項を加える。

4 米穀の新用途への利用の促進に関する法律第十二条第二項の規定の適用を受けようとするときは、第二項の品種登録料納付書にその旨及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則第十四条の確認書の番号を記載しなければならない。

別記様式第1号（第3条関係）

生産製造連携事業計画に係る認定申請書

年　月　日

農林水産大臣名　殿

申請者（生産者）

住　　所

商号、名称及び

代表者の氏名

（個人の場合は氏名）

印

申請者（製造事業者）

住　　所

商号、名称及び

代表者の氏名

（個人の場合は氏名）

印

申請者（促進事業者）

住　　所

商号、名称及び

代表者の氏名

（個人の場合は氏名）

印

米穀の新用途への利用の促進に関する法律第4条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、生産製造連携事業を行うすべての生産者、製造事業者及び促進事業者を記載し、農業協同組合等、事業協同組合等又は促進事業協同組合等が、その構成員のために計画を作成する場合にあっては、当該農業協同組合等、事業協同組合等又は促進事業協同組合等のみを「申請者」として記載すること。ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第11条の7、第44条の7又は第68条の26の適用を受けることを検討している場合には、事業協同組合等又は促進事業協同組合等と併せて、その適用対象となる構成員についても記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

(別紙1)

1 事業名

2 生産製造連携事業に参加する者の概要

(1) 生産者の概要

	①商号、名称又は氏名、②住所、③法人の場合はその代表者の氏名、④主たる事務所の所在地、⑤連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）

(2) 製造事業者の概要

	①商号、名称又は氏名、②住所、③法人の場合はその代表者の氏名、④主たる事務所の所在地、⑤連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）

(3) 促進事業者の概要

	①商号、名称又は氏名、②住所、③法人の場合はその代表者の氏名、④主たる事務所の所在地、⑤連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）

(4) 生産製造連携事業に関連する者がある場合は、その概要

	①商号、名称又は氏名、②住所、③法人の場合はその代表者の氏名、④主たる事務所の所在地、⑤連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）⑥業務の概要 ⑦生産製造連携事業におけるその役割

(※) 関連する者とは、生産製造連携事業を円滑に進めるために参加する者であって、例えば、新用途米穀の集出荷を行う者、新用途米穀加工品を原材料とする加工品の開発に協力する者等をいう。

3 生産製造連携事業の目標

(1) 新用途米穀の生産及び新用途米穀加工品の製造等に関する目標
平成〇年度までに以下の目標の達成を図る。

(単位：ha、t、千円)

	目標
新用途米穀の生産	生産面積
	生産数量
新用途米穀加工品の製造	製造数量
	売上金額
新用途米穀加工品を原材料とする加工品の製造・販売 (特定畜産物等の場合は、特定畜産物等の生産・販売)	製造（生産）・販売 数量
	売上金額

- (2) 新用途米穀の生産及び新用途米穀加工品の製造等の改善に関する目標
 ア 製造事業者の需要に適確に対応した新用途米穀の生産に関する目標

イ 新用途米穀加工品の製造の高度化に関する目標

ウ 新用途米穀加工品を原材料とする加工品の製造の高度化又は需要の開拓に関する目標（特定畜産物等の場合は、特定畜産物等の生産の高度化又は需要の開拓に関する目標）

4 生産製造連携事業の内容

- (1) 新用途米穀の安定的な取引関係の概要

安定的な取引関係の確立を図るための措置	措置の有無
複数年契約の締結	
作柄状況等により契約数量に変更が生じる場合の措置を付した契約の締結	
新製品又は新技術の共同開発	
相互出資等による取引関係の強化	
その他()	

- (2) 製造事業者の需要に適確に対応した新用途米穀の生産を図るための措置

ア 具体的な措置内容

イ 年産別の新用途米穀の生産計画

(単位：h a、t)

地域	1年目(年度)		2年目(年度)		3年目(年度)		4年目(年度)		5年目(年度)	
	面積	生産数量								
合計										

※ なお、(別紙2)として、新用途米穀の生産を行う生産者と水田の地番等の一覧を添付すること。

ウ 新用途米穀の集出荷計画

① 集出荷場所

名称	所在地

② 集出荷数量

(単位：t)

	1年目(年度)	2年目(年度)	3年目(年度)	4年目(年度)	5年目(年度)
集出荷数量					

(3) 新用途米穀加工品の製造の高度化を図るための措置

ア 具体的な措置内容

イ 年度別的新用途米穀加工品の製造計画

(単位：t、千円)

	1年目(年度)	2年目(年度)	3年目(年度)	4年目(年度)	5年目(年度)
製造数量					
売上金額					

(4) 新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等の製造若しくは生産の高度化又は需要の開拓を図るための措置

ア 具体的な措置内容

イ 年度別的新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等の製造又は生産計画

(単位：t、千円)

	1年目(年度)	2年目(年度)	3年目(年度)	4年目(年度)	5年目(年度)
製造数量（生産数量）					
売上金額					

ウ 年度別的新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等の販売計画

(単位：t、千円)

	1年目(年度)	2年目(年度)	3年目(年度)	4年目(年度)	5年目(年度)
販売数量					
売上金額					

(5) 農業改良措置の特例措置

(別紙3)

5 生産製造連携事業の実施期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

6 生産製造連携事業の用に供する施設の種類及び規模

(別紙4)

7 新用途米穀の適正な流通の確保に関する事項

8 米穀の出荷又は販売の事業の概要（生産製造連携事業に生産者が行う米穀の出荷又は販売の事業が含まれる場合）
(別紙5)

9 飼料製造を行う事業場等の概要（生産製造連携事業に飼料の製造に関する措置が含まれる場合）
(別紙6)

10 生産製造連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
(別紙7)

11 その他生産製造連携事業の実施に関する重要事項

(備考)

その他、以下の書類を添付すること。

1 計画の申請をしようとする者が法人である場合には、その定款又はこれに代わる書面

2 計画の申請をしようとする者が個人である場合には、その住民票の写し

3 計画の申請をしようとする者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

4 生産製造連携事業の用に供する施設の規模及び構造を明らかにした図面

5 新用途米穀に係る売買契約書の写し

6 生産製造連携事業に促進事業者が含まれず、4の(4)の記載をしない場合は、製造事業者が新用途米穀加工品を販売する主たる販売先の概要、当該販売先の事業者が製造若しくは生産又は販売する新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等の概要に関する資料

(別紙2)

新用途米穀の生産を行う生産者と水田の地番等の一覧

(单位: a, kg)

(注) 每年の作付けに応じて変更すること。

(別紙3)

農業改良措置の特例措置

(製造事業者又は促進事業者が農業改良資金を借りる場合)

1. 支援を行う製造事業者又は促進事業者の商号、名称又は氏名
2. 支援される生産者の商号、名称又は氏名
3. 支援される生産者の生産の現況
4. 支援の概要
5. 支援による生産者の経営改善の効果
6. 農業改良資金により導入する施設等
7. 6の施設等の購入予定価格
8. 6の施設等の購入予定期間

(生産者又は促進事業者（特定畜産物等の生産の事業を行う農業者等に限る。）が農業改良資金を借りる場合）

1. 特例を受ける生産者又は促進事業者の商号、名称又は氏名
2. 特例を受ける生産者又は促進事業者の生産の現況
3. 農業改良措置の概要
4. 生産製造連携事業と農業改良資金の関係
5. 農業改良資金により導入する施設等
6. 5の施設等の購入予定価格
7. 5の施設等の購入予定期間

(別紙4)

生産製造連携事業の用に供する施設の種類及び規模

所有者	施設の名称	規模・能力等	施設の所在地	全体事業費（単位：千円）	
				年度	年度

(注1) 新たに整備する施設については、①事業費等の欄を記入するとともに、②施設の規模及び構造を明らかにした図面(新たに整備する設備の明細を記載した製造工程図を含む)を添付すること。

(注2) 規模・能力等の単位については、該当する施設に応じた適切な単位を使用すること。(t／年など)

(別紙5)

生産者が行う米穀の出荷又は販売の事業の概要

1 事業開始予定期

2 申請時点での年間の出荷又は販売予定数量

(注1) 認定生産製造連携事業計画の変更の認定を申請する場合には、当該変更の認定を受けて事業を開始する予定期及び当該変更の申請時点の年間の出荷又は販売予定数量を記入すること。

(注2) 2の出荷又は販売予定数量については、「精米＝玄米×0.91」で換算すること。

(別紙6)

飼料製造を行う事業場等の概要

- 1 飼料を製造する事業場の名称及び所在地
- 2 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地
- 3 製造する飼料の種類
- 4 飼料の製造の開始年月日
- 5 飼料の製造に用いられる新用途米穀以外の原材料の種類
- 6 飼料を製造する施設の概要

(注) 飼料とは、新用途米穀加工品である飼料をいう。

(別紙7)

生産製造連携事業を実施するためには、必要な資金の調達及びその手法の方針を定める。

(単位:千円)

(注1) 認定受受けることによる事業者と、事業業者による作成された規約。

(注2)補助金・委託費等及び金融機関借入については、計画申請時点における予定を記載すること。

(注3) 農業改良資金を利用する場合には、「その他」の欄に記載すること。

別記様式第2号（第6条関係）

認定生産製造連携事業計画の変更に係る認定申請書

年　月　日

農林水産大臣名　殿

申請者（生産者）
住　　所
商号、名称及び
代表者の氏名
(個人の場合は氏名)　印

申請者（製造事業者）
住　　所
商号、名称及び
代表者の氏名
(個人の場合は氏名)　印

申請者（促進事業者）
住　　所
商号、名称及び
代表者の氏名
(個人の場合は氏名)　印

年　月　日付けで認定を受けた生産製造連携事業計画「(事業名)」について、下記のとおり変更したいので、米穀の新用途への利用の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更理由
- 3 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

（備考）

- 1 「申請者」には、生産製造連携事業を行うすべての生産者、製造事業者及び促進事業者を記載し、農業協同組合等、事業協同組合等又は促進事業協同組合等が、その構成員のために計画を作成する場合にあっては、当該農業協同組合等、事業協同組合等又は促進事業協同組合等のみを「申請者」として記載すること。ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第11条の7、第44条の7又は第68条の26の適用を受けることを検討している場合には、事業協同組合等又は促進事業協同組合等と併せて、その適用対象となる構成員についても記載すること。
- 2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

別記様式第3号（第8条関係）

新品種育成計画に係る認定申請書

年　月　日

農林水産大臣名　殿

申請者

住　　所

名　称　及　び

代表者の氏名

(個人の場合は氏名)

印

米穀の新用途への利用の促進に関する法律第6条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 「申請者」には、新品種育成事業を行うすべての者を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

(別紙1)

1 事業名

2 新品種育成事業に参加する者の概要

(1) 新品種育成事業を行う者の概要

①氏名又は名称、②住所、③代表者名、④連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）

(2) 新品種育成事業に協力する大学、研究機関等がある場合は、その概要

①氏名又は名称、②住所、③代表者名、④連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）、⑤業務の概要、⑥新品種育成事業におけるその役割

3 生産者又は製造事業者の抱える課題及び要請

4 新品種育成事業の目標

5 新品種育成事業の内容

(1) 新品種育成事業の概要及び実施体制

①新品種育成事業の概要
②新品種育成事業の実施体制

(2) 新品種育成の年次計画（研究項目（サブテーマ）ごとに具体的に記載すること。）

番号	実施者	研究開発の具体的な内容	実施期間

(3) 新品種育成事業の拠点となる施設（主たる新品種育成事業の実施場所）の概要

所有者	施設等の名称	施設等の所在地	申請者の住所と異なる理由

(4) 新品種育成を行う研究員等一覧

申請者の氏名又は名称			
研究員等氏名	役職	分担 ((2) の番号)	研究に関する経歴
協力者の氏名又は名称			
研究員等氏名	役職	分担 ((2) の番号)	研究に関する経歴

(5) 専門用語等の解説

6 新品種育成事業の実施期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

7 新品種育成事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
(別紙2)

8 その他重要事項

(備考)

その他、新品種育成事業を説明するに当たり、必要と思われる書類を添付すること。

(別紙2)

新規育成事業を実施するためには必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

(注1) 補助金・委託費等及び金融機関借入については、計画申請時点における予定を記載すること。

別記様式第4号（第9条関係）

認定新品種育成計画の変更に係る認定申請書

年　月　日

農林水産大臣名　殿

申請者

住　　所

名 称 及 び

代表者の氏名

(個人の場合は氏名)

印

年　月　日付けで認定を受けた新品種育成計画「(事業名)」について、下記のとおり変更したいので、米穀の新用途への利用の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更理由
- 3 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

(備考)

- 1 「申請者」には、新品種育成事業を行うすべての者を記載すること。
- 2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

別記様式第5号（第11条関係）

出願料軽減申請書

年　月　日

農林水産大臣名　殿

申請人（品種登録出願者）
住所又は居所
氏名又は名称
法人の場合には代表者氏名：

印

米穀の新用途への利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第12条第1項の規定による出願料の軽減を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請に係る出願品種

農林水産植物の種類：

出願品種の名称：

2 法第12条第1項第1号に掲げる者又は同項第2号に掲げる者の別

申請人は、

- 法第12条第1項第1号に掲げる者
法第12条第1項第2号に掲げる者

3 認定新品種育成計画の事業名及び認定年月日

事　業　名：

認定年月日：

4 添付書面の目録

認定新品種育成計画に従って行われる新品種育成事業の成果に係るものであることを証する書面

職務育成品種であることを証する書面（該当する場合）

使用者等が品種登録出願をすることが定められた契約、勤務規則その他の定めの写し（該当する場合）

（備考）

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 4の添付書面については、他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において提出している場合には、省略することができる。

別記様式第6号（第12条関係）

登録料軽減申請書

年　月　日

農林水産大臣名　殿

申請人（品種登録出願者）

住所又は居所

氏名又は名称

印

法人の場合には代表者氏名：

米穀の新用途への利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第12条第2項の規定による登録料の軽減を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請に係る登録品種の品種登録の番号：

2 法第12条第2項第1号に掲げる者又は同項第2号に掲げる者の別
申請人は、

- 法第12条第2項第1号に掲げる者
- 法第12条第2項第2号に掲げる者

3 認定新品種育成計画の事業名及び認定年月日

事　業　名：

認定年月日：

4 登録料の納付年分：

5 添付書面の目録

- 認定新品種育成計画に従って行われる新品種育成事業の成果に係るものであることを証する書面
- 職務育成品種であることを証する書面（該当する場合）
- 使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の主義を使用者等に変更することが定められた契約、勤務規則その他の定めの写し（該当する場合）

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 5の添付書面については、他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において提出している場合には、省略することができる。